

奈良県立大学高大連携推進会議規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良県立大学と奈良県立大学附属高等学校（以下「附属高等学校」という。）の連携推進のために設置する奈良県立大学高大連携推進会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 附属高等学校長
- (5) 事務局長
- (6) 附属学校室長
- (7) その他議長が必要と認める者

(所管事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 高大連携に関する事
- (2) 県大特別推薦制度に関する事
- (3) その他附属高等学校の運営にかかる事項の情報共有に関する事

(会議)

第4条 会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 会議は、議長が必要と認めるときに招集する。
- 4 議長に事故があるときは副学長がその職務を代理する。
- 5 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 会議に次の部会を置く。

- (1) 高大連携部会
- (2) 県大特別推薦候補生選考部会

(高大連携部会)

第6条 高大連携部会は、高大連携の取組の検討、運用及び調整に関する事を所管する。

- 2 高大連携部会は次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 副学長
 - (2) 学部長
 - (3) 教務を担当する副学部長
 - (4) 附属高等学校長
 - (5) 附属学校室長
 - (6) その他部会長が必要と認める者
- 3 高大連携部会に部会長を置き、副学長をもって充てる。ただし、副学長を置かない場合は、学部長をもって充てる。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

(県大特別推薦候補生選考部会)

第7条 県大特別推薦候補生選考部会は県大特別推薦制度に係る次の事項を所管する。

- (1) 県大特別推薦制度の設計及び運用に関すること
- (2) 特別推薦候補生の選考に関すること

2 県大特別推薦候補生選考部会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 入試を担当する副学部長
- (3) 附属高等学校長
- (4) 附属学校室長
- (5) その他部会長が必要と認める者

3 県大特別推薦候補生選考部会に部会長を置き、学部長を持って充てる。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、事務局附属学校室において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。